

保発0227第3号
令和6年2月27日

全国健康保険協会理事長 殿

厚生労働省保険局長
(公印省略)

日雇特例被保険者に関する保険料額並びに日雇特例被保険者の負担すべき額及び日雇特例被保険者を使用する事業主の負担すべき額の一部を改正する件の告示について

貴協会における令和6年度の適用事業所に使用される日雇労働者（以下「日雇特例被保険者」という。）に関する保険料額等の算定に当たり、日雇特例被保険者に関する保険料額並びに日雇特例被保険者の負担すべき額及び日雇特例被保険者を使用する事業主の負担すべき額の一部を改正する件（令和6年厚生労働省告示第40号）が本日告示されたところである。

改正の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了知の上、貴協会が管掌する健康保険事業について適正に執行されたい。

記

第1 改正の趣旨

令和6年度の介護保険料率の変更に伴い、全国健康保険協会における令和6年度の日雇特例被保険者（介護保険第2号被保険者（介護保険法（平成9年法律第123号）第9条第1号に規定する第2号被保険者をいう。）に該当する日雇特例被保険者に限る。以下同じ。）に関する保険料額並びに日雇特例被保険者の負担すべき額及び日雇特例被保険者を使用する事業主の負担すべき額について、所要の見直しを行うもの。

第2 改正の内容

全国健康保険協会における令和6年度の日雇特例被保険者に関する保険料額並びに日雇特例被保険者の負担すべき額及び日雇特例被保険者を使用する事業主の負担すべき額について、以下の表のとおりとすること。

等級	保険料額	被保険者負担額	事業主負担額
第1級	450円→440円	175円→170円	275円→270円
第2級	680円→660円	260円→255円	420円→405円
第3級	880円→860円	335円→330円	545円→530円
第4級	1,110円→1,100円	425円→420円	685円→680円
第5級	1,350円→1,320円	515円→505円	835円→815円
第6級	1,660円→1,620円	635円→620円	1,025円→1,000円
第7級	2,040円→2,000円	780円→765円	1,260円→1,235円
第8級	2,430円→2,380円	930円→910円	1,500円→1,470円
第9級	2,810円→2,760円	1,075円→1,055円	1,735円→1,705円
第10級	3,280円→3,220円	1,255円→1,230円	2,025円→1,990円
第11級	3,820円→3,760円	1,460円→1,435円	2,360円→2,325円

第3 適用日

令和6年4月1日

○厚生労働省告示第四十号
 健康保険法施行令(大正十五年勅令第二百四十三号)第五十四条第二項の規定に基づき、日雇特例被保険者に関する保険料額並びに日雇特例被保険者の負担すべき額及び日雇特例被保険者を使用する事業主の負担すべき額(平成二十一年厚生労働省告示第五百二十六号)の一部を次の表のように改正し、令和六年四月一日から適用する。
 令和六年二月二十七日
 厚生労働大臣 武見 敬三
 (傍線部分は改正部分)

改正後			改正前		
<p>日雇特例被保険者に関する保険料額並びに日雇特例被保険者の負担すべき額及び日雇特例被保険者を使用する事業主の負担すべき額は、次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第九条第一号に規定する第二号被保険者である日雇特例被保険者 一日につき、当該日雇特例被保険者の標準賃金日額の等級に応じ、次の表に掲げる額</p>					
第一級	日雇特例被保険者に 関する保険料額	日雇特例被保険者の負 担すべき額	日雇特例被保険者を使用す る事業主の負担すべき額	第一級	日雇特例被保険者に関する 保険料額
第二級	日雇特例被保険者に 関する保険料額	日雇特例被保険者の負 担すべき額	日雇特例被保険者を使用す る事業主の負担すべき額	第二級	日雇特例被保険者に関する 保険料額
四四〇円	二五五円	一七〇円	二七〇円	四五〇円	二六〇円
六六〇円	二五五円	一七〇円	四〇五円	六八〇円	四二〇円

二 (略)								
第一一級	第一〇級	第九級	第八級	第七級	第六級	第五級	第四級	第三級
三、七六〇円	三、二二〇円	二、七六〇円	二、三八〇円	二、〇〇〇円	一、六二〇円	一、三二〇円	一、一〇〇円	八六〇円
一、四三五円	一、二三〇円	一、〇五五円	九一〇円	七六五円	六二〇円	五〇五円	四二〇円	三三〇円
二、三三五円	一、九九〇円	一、七〇五円	一、四七〇円	一、二三五円	一、〇〇〇円	八一五円	六八〇円	五三〇円
二 (略)								
第一一級	第一〇級	第九級	第八級	第七級	第六級	第五級	第四級	第三級
三、八二〇円	三、二八〇円	二、八一〇円	二、四三〇円	二、〇四〇円	一、六六〇円	一、三五〇円	一、一一〇円	八八〇円
一、四六〇円	一、二五五円	一、〇七五円	九三〇円	七八〇円	六三五円	五一五円	四二五円	三三五円
二、三六〇円	二、〇二五円	一、七三五円	一、五〇〇円	一、二六〇円	一、〇二五円	八三五円	六八五円	五四五円